



島根県報

平成24年 5 月 31 日 (木)

号外 第 8 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

(審 査 指 導 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

- (1) 支出の事務の一部を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第4条関係）
- (2) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成24年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、部局の所掌事務に係る次の各号に掲げる権限を、当該各号に掲げる部局の長に委任する。

- (1) 支出の命令をすること（旅費（非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第9条に規定する知事が別に定めるもの以外の者に係る費用弁償を除く。）に係るものを除く。）。 東京事務所、大阪事務所及び広島事務所
- (2) 支出の命令をすること（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員をいう。以下この項において同じ。）（臨時又は非常勤の職員に限る。）の給与及び報酬並びに県費負担教職員の旅費及び費用弁償に係るものに限る。）。 教育事務所
- (3) 旅費に係る支出の命令をすること（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員の旅費に係るものを除く。）。 県立の高等学校及び特別支援学校
- (4) 支出の命令をすること（旅費（臨時的任用職員に係る旅費を除く。）に係るものを除く。）。 警察署
- (5) 第39条の4の規定による支出の更正をすること。 全ての部局

第4条第3項を次のように改める。

3 知事は、災害その他やむを得ない事由があるときは、部局の所掌事務に係る支出の命令に関する権限（前項各号に掲げるものを除く。）を、当該部局の長に委任することができる。

第105条の7中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。